

認知症を正しく理解し、 みんなで支え合おう！



平成30年7月24日鍛神小学校において、「認知症サポーター養成講座」が行われ、4年生2クラス、教職員含め約60名が受講しました。認知症の症状や接し方を学び、若年性認知症を発症した当事者からのメッセージを鑑賞。ともに支え合うまちづくりのために、これからできることを考えました。4年生の皆さんの意見はとても素直で、心が温くなるものばかりでした。いくつかご紹介いたします。

もし近くにいる人がもの忘れや記おくしょうがいになっていたら声をかけたり手伝ってあげたり優しくお話をしようと思いました。動画を見てまちがった方を見ておはあさんかかわいそうでした。なのでわたしはしょうがいかんけいなくたいおつするようにかんげります。



私はもしも、道ばたで会ったら声をかけて、わからないことはありますか、と言ってわからないことややりたいことをきいてあげて、少しでも役にたきたいと思っています。知らない人でまちがっていたら、声をかけて安心させたいです。

ほんちしょうの方はすぐには見あけはつけるのはおぼろしいけどそういう人に会ったときついことを言わないでまちがっていたらやさしく声をかけてあげて教えてあげる。
ほんちしょうの人にやさしくしてあげる。

このオレンジのリングをつけている時はほんちしょうの人にしんせつにして、閉められたことに答えたり教えてあげたりはこれができると思っています。このリングをつけていないときでも助けられることがあれば助けてあげたいです。できただけのことはいたいです。

認知症サポーターとは、認知症の人を温かく見守る「応援者」です。認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、みなさんも「認知症サポーター養成講座」を受講してみませんか？



当センターでは、上記「認知症サポーター養成講座」以外にも各種団体様の会合や教室等への講師派遣（出前講座）を行っております。日時・開催場所等のご相談に応じます。お気軽にご連絡下さい。



- 高齢者福祉・介護保険制度
- 高齢者等への虐待
- 成年後見制度・消費者被害など

高齢者あんしん相談窓口
函館市地域包括支援センター西堀
〒041-8555 函館市中道2丁目6番11号（西堀病院内）
電話：0138（52）0123・（52）0016
FAX：0138-52-3399
営業時間：月～金 8：45～17：30
※土・日、祝日、年末年始はお休みです。
夜間・休日などの営業時間以外は電話対応致します。



社会医療法人
仁生会



高齢者あんしん相談窓口
函館市地域包括支援センター西堀

第⑧号

にしぼり通信



発行責任者：川村昌弘
（平成30年11月発行）

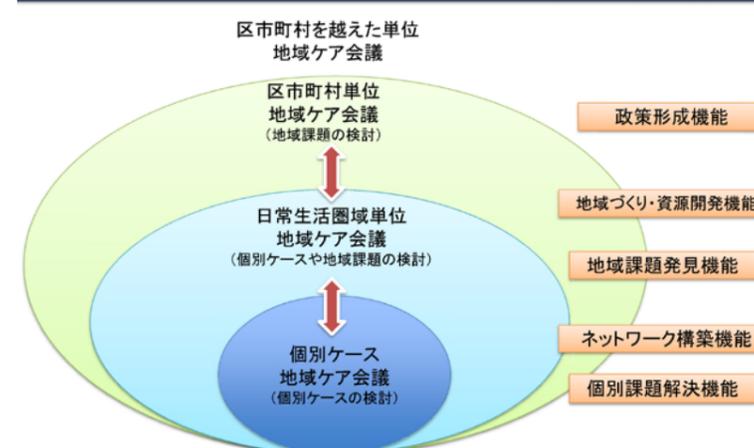


【地域ケア会議】開催しています

地域包括支援センターでは、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援やネットワーク構築等のため、関係者の皆さまにお集まりいただいて「個別ケース地域ケア会議」（個別ケア会議）を開催しています。

また、必要に応じて、地域課題の発見や地域づくり等、地域の関係者と共有するため「日常生活圏域単位地域ケア会議」（地域ケア会議）を開催しています。

地域ケア会議の構成モデル例



地域ケア会議運営マニュアルより抜粋

急速な少子高齢化に伴い、医療・介護・生活支援などを必要とする高齢者、特にひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えています。

「地域包括ケアシステムの構築」は、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できる環境を整えるため、それぞれの地域の特性や生活スタイルにあわせた「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」などを包括的に提供できる仕組みです。

「地域ケア会議」は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進することにより、地域包括ケアシステムを構築していくために有効な手段です。

介護や支援が必要な人と、その人を支える家族や周りの人たちが共に話し合い、支援の方法について考えていくこと、生活課題を抱える人への支援をするなかから「地域づくり」をすすめていくことを目指しています。



函館市地域包括支援センター西堀の担当地区は 中道・富岡町・鍛冶 です

あなたのまわりに気になる高齢者はいませんか？

【11月は函館市の高齢者虐待防止推進月間です】

高齢者虐待とは・・・

65歳以上の高齢者に対して

- ・養護者（実際に養護している家族、親族、同居人など）
 - ・養介護施設従事者など（介護サービス事業や介護施設の職員など）
- が行う次のような行為です。



虐待の主なサイン

- 身体に小さな傷が頻繁に見られる
- 急におびえたり、恐ろしがったりする
- 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある
- 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くある
- （年金や財産収入などがあるにも関わらず）お金がないと訴える
- 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声やうめき声、物が投げられる音が聞こえる

ためらわず相談、通報を！

高齢者虐待防止法では、国民が虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに「**通報する責務**」があります。また同時に、通報を受理した側にも、通報者を特定する情報について「**守秘義務**」が課せられています。

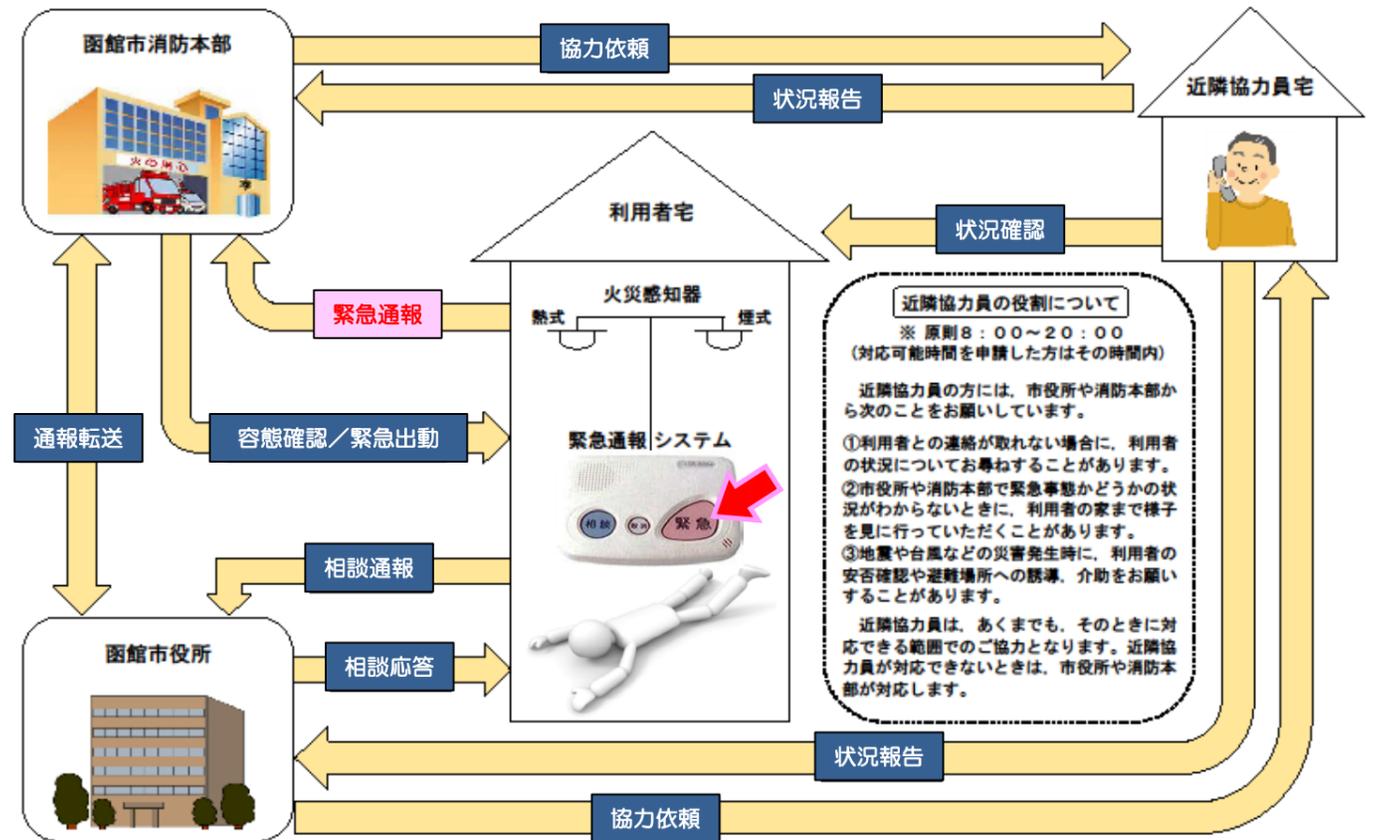
虐待が疑われるサインに気づいたら、ためらわずに市・包括支援センターにご相談下さい。

緊急通報システムのご紹介

函館市では、高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯などで、身体が虚弱または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えているため緊急事態に機敏に行動することが困難な方などを対象に、火災・急病その他の事故等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を無料貸与・設置しています。



緊急通報システムのしくみ



- ・電話回線により設置できない場合があります。
- ・状況確認などの協力を行ってくれる、近隣協力員の登録が必要です。
- ・電話の基本料金および通話料は自己負担です。



その他システムの設置・利用するためには要件がありますので、函館市の窓口やお住まいの地域担当の包括支援センターにご相談下さい。